

遺 贈

あなたの大切な財産を
未来のために・・・



ゴミ拾いとウォーキング
(街をきれいにアートウォーク)



子ども食堂
(そのっこタやけ食堂)



親子の居場所づくり
(元浜いっぽ)

いただいた寄付は尼崎市社会福祉協議会を通じて、地域で実施される様々な活動支援のため、有効に活用させていただきます



老人給食
(潮江老人給食グループ)



放課後の居場所づくり
(オープンスペース・みんなのお部屋)



防災訓練
(北竹谷連協)

「尼崎市社会福祉協議会」って
どんなことをしているのですか？

社会福祉法に基づいて設置された地域福祉を推進する団体です。「社協」と呼ばれ、住民主体の様々な地域活動を支援しています。上のような地域の事業のほか、子育て支援事業や介護保険事業、成年後見制度等の権利擁護事業をはじめとした、子どもから高齢者まで、地域で暮らす皆さまが幸せになるような様々な活動を行っています。



社協キャラクター
あまりん

社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会
企画運営グループ 電話 06-4950-9043

✿✿✿✿✿ 遺贈寄付を行うにあたって ✿✿✿✿✿

○遺贈って何ですか？

遺言書を作成して一部又は全部の財産を無償で譲渡する寄付の一つの形のことを言い、遺言執行者により財産の引渡しが行われます。

遺贈寄付は民法が定める法定相続より優先されますので、受取人として「尼崎市社会福祉協議会」を指定することにより尼崎市の地域福祉の推進に大切な遺産を役立てることができます。

また、遺贈寄付を行った寄付金に対しては、確定申告によって租税特別措置法（第70条）の規定により相続税が非課税になる優遇措置があります。

○遺言書はどうやって書いたらいいですか？

遺贈寄付を行うためには遺言書の作成が必要になります。

遺言書には、2人以上の証人の立会いのもとで公証人が作成する「公正証書遺言」と遺言者が遺言内容の全文、作成日、氏名を自筆で書いて捺印する「自筆証書遺言」などがあります。

遺贈先には「尼崎市社会福祉協議会」とお書きください。

遺言書の作成、保管は専門家・専門機関（弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士、公証人など）のアドバイスを受けられることをお勧めします。

○遺言執行者は何をするのですか？

財産を円滑に寄付するためには、財産の引渡しや登記など複雑な手続きが必要になりますので、手続きを行う「遺言執行者」を遺言書の中で指定していただくことをお勧めします。

遺言執行者には専門家・専門機関を選ばれる方が多いです。

○遺言執行はどのように行われますか？

ご逝去の報告により遺言執行者が遺言書に基づいて手続きを行います。

本会は遺言執行者から連絡を受け、遅滞なく遺贈を受領します。

受領後は、確定申告に必要となる領収書を発行いたしますので、大切に保管ください。

○遺留分というものがあるのですか？

遺言書の内容に関わらず、民法により一定の相続人には最低限の遺産取得を保証する「遺留分制度」があり、この遺留分をもつ人を「遺留分権利者」といいます。

遺留分権利者の遺留分についてご理解いただき、配分については慎重にご検討ください。

【参考】 相続人が配偶者又は子の場合：配偶者又は子に1／2
相続人が配偶者及び子の場合：配偶者に1／4子に1／4
相続人が父母の場合：父母に1／3
相続人が配偶者及び父母の場合：配偶者に1／3父母に1／6
※兄弟姉妹には遺留分はありません

遺贈の受付・お問合せは

社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会 企画運営グループ

〒661-0033 尼崎市南武庫之荘3-24-5

電話06-4950-9043 FAX06-4950-9136